

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	県道	2025 と、る、へ林小班に隣接	2025 と、る、へ林小班	・県道上君田小妻線
2	町林道	2002 と、り林小班に隣接	2002 と、り林小班	・矢祭町大塚線
3	風力発電建設に伴う貸付予定地	2004 り 2、る、た林小班（貸付予定地）	2004 へ、と 2、り 1、り 2、ぬ、る、た林小班	・風力発電工事施工に伴う支障木搬出等 R4.7 から R6.3 実施見込み
4	簡易上水道の水源	田の草沢に隣接	2002 い 1、い 3、い 4、い 7、い 8、に、ほ、と林小班	・樹木採取区を集水域に含む
5	国有林林産物売払地（分収育林）	2003 よ 2 林小班	2003 よ 1 林小班	・令和 3 年度売り払い予定（搬出期間 3 年）
6	近接した民有地	2003 ろ、2004 ろ、は、へ、と 2、り 1、り 2、ぬ、た、2026 い林小班に隣接	2003 ろ、2004 ろ、は、へ、と 2、り 1、り 2、ぬ、た、2026 い林小班	

備考

- 1：本一覧表は、令和 3 年 6 月 1 日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙 4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2：本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。